

介護マーク名札

無料配布

介護マークは、介護する人が介護中であることを周囲に理解してもらうためのマークです。市は、同マークの入った名札を無料配布しています。

対象は、次のいずれかに該当する人を介護している人（介護事業所の職員などは除く）。

市内在住で▽要介護・要支援



介護マーク名札

認定を受けている▽障害者手帳などの交付を受けている▽一時的に介護が必要。

同名札は、▽公共施設や商業施設などのトイレで異性の要介護者に付き添う▽異性の要介護者の下着を購入する—ときなどに活用できます。

外出先で同名札を着けて介護をしている人を見かけたら、心遣いをお願いします。

▽介護保険証や障害者手帳などを持って直接、市役所1階の地域・高年福祉課（☎784・8099）か各地域包括支援センターへ。

◆市民後見人養成講座を開催
8月24日～9月28日の水曜（全6回）午前9時、いたみいききプラザで。

放課後児童くらぶの充実に向けて



みんなど市長

家族のかたちや就業状況の変化に伴い、昼間保護者が家庭にいない世帯が増加しています。

このため、子育て支援の一環として、就学前の子どもたちには保育所やこども園などを、小学生には「放課後児童くらぶ」を整備し、必要な保育サービスと安心して過ごせる居場所を提供しています。

このうち、放課後児童くらぶは、本市では全小学校に設置し、教員免許や保育士資格などを持つ児童支援員が保育に当た

っています。現在、低学年を中心に全児童の2割弱、約1千700人が在籍しています。

これまで、保護者のニーズなどを踏まえ、開設時間の延長や6年生までの受け入れ拡大、希望する全児童を受け入れられる環境整備などを順次行ってきました。

さらに今年度、市長マニフェストで約束した長期休業期間中の昼食提供に取り組みます。8月22日から5日間、希望者に対して民間業者による昼食提供（有料）を試行し、検証を行うた上で、来年度からの本格実施を目指します。

また、教育のデジタル化の一環として、既に児童全員にタブレット端末を配布して活用を進めているところですが、今年度、放課後児童くらぶの教室にも無線LANを整備し、放課後

も無線LANを整備し、放課後

対象・定員は弁護士や司法書士など専門職除く市内在住の18～68歳20人。無料。

◆市訪問型歩行・生活訓練事業
利用者を募集 市は、視覚障がいがある人の家庭に訓練士を派遣し、白杖での歩行訓練や、生活訓練を行う事業の利用者を次の通り募集します。

▽利用回数11回の申請につ

き年度内最大6カ月の間に10日（1日3時間）まで▽対象1市内在住で視覚障がいのある人▽利用料11回無料。2回目以降は各1千700円（生活保護受給者か本人と配偶者が市民税非課税、18歳未満は保護者と同一世帯員全員が市民税非課税の場合無料）。本人と訓練士の交通費別。

◆市訪問型歩行・生活訓練事業
利用者を募集 市は、視覚障がいがある人の家庭に訓練士を派遣し、白杖での歩行訓練や、生活訓練を行う事業の利用者を次の通り募集します。

▽利用回数11回の申請につ

市消防局は、11月9～15日の秋の全国火災予防運動にちなみ、防火ポスターを次の通り募集します。

◆今年度の全国統一防火標語は「お出かけは、マスク戸締り火の用心」、阪神間統一標語は

もタブレットを使用した学習ができるようにします。

さらに、入退室管理システムを導入し、保護者と児童支援員間で、従来、連絡帳や電話で行っていた出欠状況の確認や連絡などをスマートフォンで簡単に行えるようにします。これにより保護者と児童支援員の負担が軽減できま

一方、放課後児童くらぶの充実、児童支援員の処遇改善のため、恐縮ですが、保護者に負担いただく育成料は来年度4月から12年ぶりに引き上げさせていただきますことになりました。ご理解ください。

今後とも、子どもたちの健全やかな育ちを支える保育環境の整備を進めていきます。

（伊丹市長 藤原保幸）

秋の全国火災予防運動 防火ポスターを募集

「火災から人命を守ろう」で募集内容 四つ切り画用紙に防火か住宅用火災警報器をテーマに描いたもの（1人1作品）

【対象】市内在住の小学生。入選作品は同運動期間中、市内施設で展示やカレンダー作成などに使用します（学校名、学年、氏名を公表します）。入選者には賞状と記念品を贈呈。

▽入札日 9月13日（火）午後2時

▽会場 市役所7階の701会議室

▽売却予定地 御願塚6-90-17（2055・12平方メートル）

▽最低売却価格 2億9千400万円。

◆中学校卒業程度認定試験を実施
10月20日（木）、県民会館（神戸市中央区）で。

病気などやむを得ない事情により中学校卒業認定を受けなかった人を対象に、中学校卒業と同等以上の学力があるかどうかの認定を受けるための試験を実施します。

◆個人事業税の第1期分の納税は8月31日まで、個人事業税は不動産貸付業、請負業、医業など個人で事業を行う人に掛かる県税です。

◆環境影響評価準備書を公表
市は、鴻池2丁目予定されている民間物流施設整備工事に係る「環境影響評価準備書」を

公表します。

同準備書は、8月1～30日に市ホームページから市役所5階のグリーン戦略室、北支所、西分室で閲覧できます。

同準備書の内容について、環境の保全と創造の見地から意見のある人は、同室にある所定の用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書いて、8月30日までに各窓口の業務時間内に直接か郵送（消印有効）で〒664・8503伊丹市役所グリーン戦略室（☎784・8054）へ。市ホームページから電子申請も可。

市有地を売却 市は、市有地を一般競争入札により売却します。

◆市有地を売却 市は、市有地を一般競争入札により売却します。

◆環境影響評価準備書を公表
市は、鴻池2丁目予定されている民間物流施設整備工事に係る「環境影響評価準備書」を

公表します。

同準備書は、8月1～30日に市ホームページから市役所5階のグリーン戦略室、北支所、西分室で閲覧できます。

同準備書の内容について、環境の保全と創造の見地から意見のある人は、同室にある所定の用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書いて、8月30日までに各窓口の業務時間内に直接か郵送（消印有効）で〒664・8503伊丹市役所グリーン戦略室（☎784・8054）へ。市ホームページから電子申請も可。

市上下水道局サービスステーション ☎783-1601

◆学校給食等食材調達を支援
市教委は小・中学校・就学前施設の給食費について、食材価格高騰分を負担します。学校給食などは保護者からの給食費で運営していますが、食材価格が高騰している中、保護者負担へ転嫁することなく、これまで通りの栄養とバランスを保った給食を実施します。

学校給食費に関することは学事課 ☎784-8049
就学前施設の給食費に関することは教育保育課 ☎784-8035

◆子育て世帯及び非課税世帯等への特別給付金
市は、1世帯あたり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは、市ホームページで確認を。
市臨時特別給付金等事業推進班 ☎764-5537

市上下水道局サービスステーション ☎783-1601

◆学校給食等食材調達を支援
市教委は小・中学校・就学前施設の給食費について、食材価格高騰分を負担します。学校給食などは保護者からの給食費で運営していますが、食材価格が高騰している中、保護者負担へ転嫁することなく、これまで通りの栄養とバランスを保った給食を実施します。

学校給食費に関することは学事課 ☎784-8049
就学前施設の給食費に関することは教育保育課 ☎784-8035

◆子育て世帯及び非課税世帯等への特別給付金
市は、1世帯あたり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは、市ホームページで確認を。
市臨時特別給付金等事業推進班 ☎764-5537

市上下水道局サービスステーション ☎783-1601

◆学校給食等食材調達を支援
市教委は小・中学校・就学前施設の給食費について、食材価格高騰分を負担します。学校給食などは保護者からの給食費で運営していますが、食材価格が高騰している中、保護者負担へ転嫁することなく、これまで通りの栄養とバランスを保った給食を実施します。

学校給食費に関することは学事課 ☎784-8049
就学前施設の給食費に関することは教育保育課 ☎784-8035

◆子育て世帯及び非課税世帯等への特別給付金
市は、1世帯あたり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは、市ホームページで確認を。
市臨時特別給付金等事業推進班 ☎764-5537

市上下水道局サービスステーション ☎783-1601

◆学校給食等食材調達を支援
市教委は小・中学校・就学前施設の給食費について、食材価格高騰分を負担します。学校給食などは保護者からの給食費で運営していますが、食材価格が高騰している中、保護者負担へ転嫁することなく、これまで通りの栄養とバランスを保った給食を実施します。

学校給食費に関することは学事課 ☎784-8049
就学前施設の給食費に関することは教育保育課 ☎784-8035

◆子育て世帯及び非課税世帯等への特別給付金
市は、1世帯あたり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは、市ホームページで確認を。
市臨時特別給付金等事業推進班 ☎764-5537

市上下水道局サービスステーション ☎783-1601

◆学校給食等食材調達を支援
市教委は小・中学校・就学前施設の給食費について、食材価格高騰分を負担します。学校給食などは保護者からの給食費で運営していますが、食材価格が高騰している中、保護者負担へ転嫁することなく、これまで通りの栄養とバランスを保った給食を実施します。

学校給食費に関することは学事課 ☎784-8049
就学前施設の給食費に関することは教育保育課 ☎784-8035

◆子育て世帯及び非課税世帯等への特別給付金
市は、1世帯あたり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは、市ホームページで確認を。
市臨時特別給付金等事業推進班 ☎764-5537

コロナ禍の物価高騰に直面する 市民生活を支援します

◎水道料金・下水道使用料の基本料を減免

市民・事業者（官公庁を除く）を対象に水道料金・下水道使用料の基本料金を次の通り減免します。

▷対象期間＝8～9月請求分の基本料1期2カ月分▷申し込み＝不要。

市上下水道局サービスステーション ☎783-1601

◎学校給食等食材調達を支援

市教委は小・中学校・就学前施設の給食費について、食材価格高騰分を負担します。学校給食などは保護者からの給食費で運営していますが、食材価格が高騰している中、保護者負担へ転嫁することなく、これまで通りの栄養とバランスを保った給食を実施します。

学校給食費に関することは学事課 ☎784-8049
就学前施設の給食費に関することは教育保育課 ☎784-8035

◎子育て世帯及び非課税世帯等への特別給付金

市は、1世帯あたり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは、市ホームページで確認を。
市臨時特別給付金等事業推進班 ☎764-5537

交通安全イベント2022

【日時】 8月27日（土）
午前10時～午後2時

【場所】 イオンモール伊丹（藤ノ木1）
1階のエンターテイメントコート

【内容】 ▷自転車シミュレーター体験▷交通安全〇×クイズ▷交通安全啓発グッズ配布▷子ども安全免許証の発行▷動画上映—など

【参加料】 無料
当日、直接会場へ。来場者多数の際は入場を制限する場合があります。詳しくは、市ホームページで確認を。
市都市安全企画課
☎784-8055

PayEasy対応金融機関のインターネットバンキングかATM ※スマートフォン決済アプリ「PayB」「PayPay」「LINEPay」—で納付してください（※は納付額が30万円以下のものに限る）。

同準備書は、8月1～30日に市ホームページから市役所5階のグリーン戦略室、北支所、西分室で閲覧できます。

同準備書の内容について、環境の保全と創造の見地から意見のある人は、同室にある所定の用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書いて、8月30日までに各窓口の業務時間内に直接か郵送（消印有効）で〒664・8503伊丹市役所グリーン戦略室（☎784・8054）へ。市ホームページから電子申請も可。